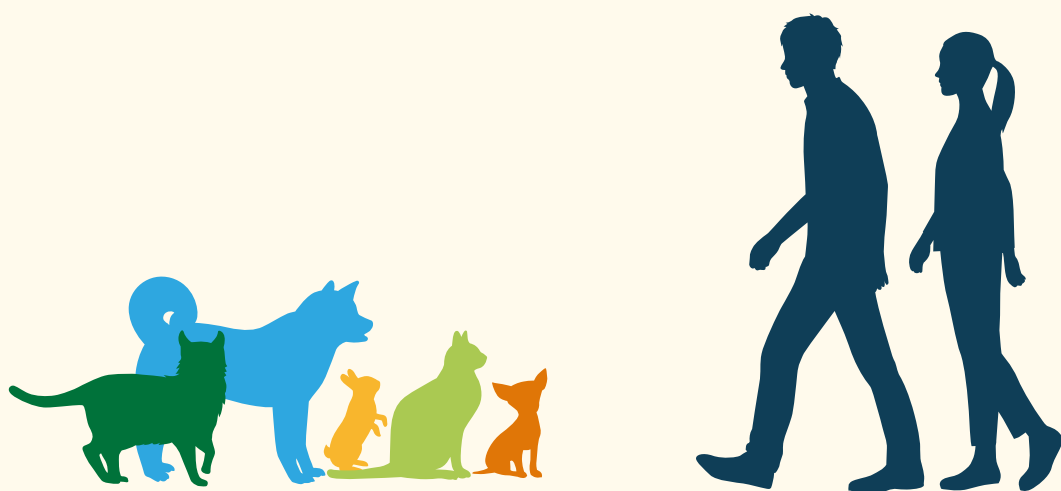


人とペットの  
災害対策  
ガイドライン



## (2) ペットの災害対策に関する連携体制の整備

### 1) 災害時協定

#### <実施項目>

- ・ 地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結
- ・ 災害時の相互応援協定におけるペットの災害対策に関する体制整備  
(広域支援・受援体制の整備)

#### <解説>

自治体は、地方獣医師会や民間団体・企業等と災害時におけるペットの災害対策に関して必要な協定を締結しておくこととよい。また、災害の発生時に、速やかに連絡や調整が出来るように緊急連絡体制を整備し、緊急連絡網を関係者間で共有しておくことが望ましい。

具体的には、負傷動物等の応急治療や一時預かり、または動物病院を介した譲渡活動などのために、近接する地方獣医師会への協力の要請を検討する。動物病院への一時預かりの協力要請は、地方獣医師会と災害時協定を交わす際に、検討しておく。また、施設の設備状況により必要な治療が出来ない場合や、収容動物が重症の場合などには近隣の動物病院へ搬送できるように、連携体制を検討しておく必要がある。

さらに、自治体間では、災害時の相互応援協定等の締結により、災害時には相互に連携できるようにする。特に大規模な災害時には、広域の自治体間での支援体制の整備が必要となる。各自治体は、ペットの災害対策に関する連携を想定し、円滑な受援を行うため、事前に受入体制についても検討しておくことが重要である。また、被災地で対策の中核を担う県庁や市役所などの機関が被災した場合の対処方法についても、事前に協議しておくことが望ましい。



事例

### 災害時協定に基づく広域連携の確認事例

- 環境省は、平成 29 年度にペット対策に関する図上訓練を全国 3 地点で開催し、広域支援と受援体制の整備について検討した。

## 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について

実施ブロック (実施自治体)	実施日	訓練内容
四国ブロック (徳島県)	平成29年11月14日	南海トラフ地震の際の津波を想定し、図上訓練
九州ブロック (熊本県)	平成29年11月22日	平成28年に発生した熊本地震を振り返り、図上訓練
中部ブロック (三重県)	平成29年12月22日	南海トラフ地震を想定し、図上訓練



### 3ブロックによる図上訓練による課題

- 発災時には行政頼みではなく、飼い主自らが災害時対応を行う必要があることを啓発し、飼い主の意識を高める必要がある。
- 事前に細かなこと（支援物資の仕分け、運搬方法等）まで決めておくことが必要である。
- 県庁等の統率を行う主体が被災した場合の対処方法について事前に協議しておく必要がある。
- 「動物救援本部」について早急に立ち上げることが出来る仕組みを構築する必要がある。
- 「動物救護本部」が立ち上がるまでの間、支援物資の情報発信等の事務代行を担うことについて、関係機関と協議しておく必要がある。
- 市町村における支援・受援体制の構築と、避難所運営マニュアルの整備が必要である。
- ボランティア、関係団体等との連携体制の構築と役割分担をしておく必要がある。

## 徳島県

### 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(四国ブロック)

<四国ブロック (徳島県) : 平成29年11月14日> 南海トラフ地震の際の津波を想定し、図上訓練

○訓練方法  
支援側・受援側に分かれて、発災から1週間後及び1か月後の対応や連携を確認しながら、訓練の検証を行った。

○課題及び目標

- 被災自治体  
【課題】 必要とする支援内容は何か？  
支援を受ける際に、課題となることは何か？  
【目標】 ・受援体制の整備（人・物・場所など内容を整理し、支援を要請する）  
→情報の一元化、支援団体・ボランティアの整理と窓口、県内寄付金の受付
- 支援自治体  
【課題】 被災が大きい自治体へ、どんな支援ができるか？  
支援する際に課題になることはないか？  
【目標】 ・支援体制の整備（支援要請事項について検討、対応可能な事項を選択）
- 獣医師会  
【課題】 獣医師会としてどのような支援ができるか？  
他県の獣医師会等の応援等についてどのように調整するか？  
【目標】 ・避難所等における健康相談及び負傷動物等の治療と保護の実施
- ボランティア団体・個人等  
【課題】 どんな救護活動ができるか？  
救護活動の際に課題になることは何か？  
【目標】 ・ペットフードや用品の支援  
・迷子ペットや保護情報についての動物愛護推進員や登録ボランティアの活用

○今後の取組

- 市町村、獣医師会等関係団体、ボランティア等と連携した実動訓練の実施
- 市町村の避難所運営、支援・受援体制整備に係る支援協力、助言



参加者：四国ブロック自治体（香川県、高松市、愛媛県、高知県）、兵庫県、徳島県内市町村（徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、牟婁町、美波町、菊岡町、松茂町、北島町、飯野町、上板町、つるぎ町、東みよし町）、近隣獣医師会（徳島県、香川県）、ペットフード関係企業（株式会社真志商店）、日本動物愛玩動物協会徳島県支所、日本ペット文化学院徳島校、徳島県動物愛護推進員、環境省  
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏  
公益社団法人日本動物福祉協会 山口 千津子氏

## 熊本県

### 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(九州ブロック)

<九州ブロック(熊本県) : 平成29年11月22日>

平成28年熊本地震を振り返り、図上訓練

○訓練方法

受援側・支援側・県外獣医師会に分かれて、発災から応急仮設住宅入居までを振り返り各時点での対応課題を明らかにした。

○課題

<発災初期(発災日~2週間)>

- 受援側(熊本県、熊本市、熊本県獣医師会)  
熊本地震ペット対策教諭本部の速やかな設置検討と九・山協定に基づく支援準備・要請  
ペット災対応との連携、義援金口座の開設。必要支援物資の把握と必要な要請

- 支援側(福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県、福岡市、下関市、北九州市)  
九山協定に基づく支援要請に応じた支援物品などの調達及び平常時からの支援可能物資の把握  
避難所等の状況把握巡回のための行政獣医師の派遣(環境省からの要請による)

- 県外獣医師会(九州地方獣医師会、福岡VMAT)  
初期の情報収集と発信、一時預かりの開始、飼い主相談窓口の設置、避難所巡回の継続

<発災後期(2週間~4ヶ月)>

- 受援側  
長期一時預かりの窓口、熊本地震ペット救援センターの開所、動物愛護推進員との連携  
応急仮設住宅のペット飼養について市町村との調整、必要支援物資の把握と必要な要請

- 支援側  
支援物品などの調達、熊本地震ペット救援センターの関係機関との調整

- 県外獣医師会  
一時預かりの継続、応急仮設住宅入居に関する相談



参加者：九州ブロック自治体(山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、下関市、北九州市、福岡市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市)  
九州地方獣医師会(山口県、福岡県、北九州市、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県)、福岡VMAT、環境省  
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田一三氏  
公益社団法人日本動物福祉協会 山口千津子氏

## 三重県

### 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(中部ブロック)

<中部ブロック(三重県) : 平成29年12月22日>

南海トラフ地震を想定し、図上訓練

○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災3日後及び発災1週間~10日後を想定してグループワークを行い発表を行った。

○到達目標

●被災県

災害時ペット対策本部の立上げと救援要請・市町との連絡調整

- 【課題】 情報収集と発信(方法・対象)
- 【目標】 ・速やかに状況を把握し、地元機能の復旧が開始できるか  
・得られた情報を整理し、必要な支援を外部(他府県や国等)に要請できるか(受援体制整備)  
・市からの要望に対応できるか(支援体制整備)  
・関連団体(獣医師会等)とのすみやかな連携が図れるか

●被災市町

避難所でのペット受入に関する県等との連絡調整

- 【課題】 情報収集と発信(方法・対象)
- 【目標】 ・速やかに状況を把握し、地元機能の復旧が開始できるか  
・得られた情報を整理し、必要な支援を県に要請できるか(受援体制整備)  
・県が要請し、派遣されてきた外部支援に対応できるか(受援体制整備)

●支援県

近接の自治体との連携と役割分担・被災県との連絡調整

- 【課題】 情報収集と発信(方法・対象)
- 【目標】 ・被災地自治体が機能復旧に注力できるように必要な支援を想定し、自発的に支援体制を整えることができるか  
・連携する自治体間の連絡調整(コーディネート)を行う役割を設定することができるか  
・自治体ごとに被災地からの距離により役割を設定することができるか  
・役割に応じた物的支援、人員派遣・活動ができるか



参加者：中部ブロック自治体(三重県、岐阜県、岐阜市、愛知県、豊橋市、豊田市、岡崎市、富山県、石川県、金沢市、福井県)  
兵庫県、三重県内市町(四日市市、津市、南伊勢町)、近隣獣医師会(三重県、岐阜県、愛知県、富山県、石川県、福井県)  
三重県動物愛護推進員、三重県動物愛護管理推進協議会、環境省  
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田一三氏  
公益社団法人東京都獣医師会(特定非営利活動法人アニス) 平井 潤子氏  
三重大学大学院工学研究科 川口 淳氏

総説

本編I  
本編の位置づけ

本編II  
飼い主への普及啓発

本編III  
自治体等が行う人と  
ペットの災害対策

本編IV  
災害時のペット支援  
活動を支えるもの

本編V  
参考事項

資料編



## 2) 現地動物救護本部等の体制

### <実施項目>

- ・ 現地動物救護本部等の設置要項等の作成
- ・ 関係団体等との協定の締結
- ・ 自治体間における広域支援に対応する体制の整備
- ・ 動物愛護推進員等との災害時の協力体制の整備
- ・ 動物救護施設の設置候補地の検討

### <解説>

現地動物救護本部等は、災害発生時に、自治体、地方獣医師会、民間団体、企業等が連携したペット対策に関する活動を目的として設置される。

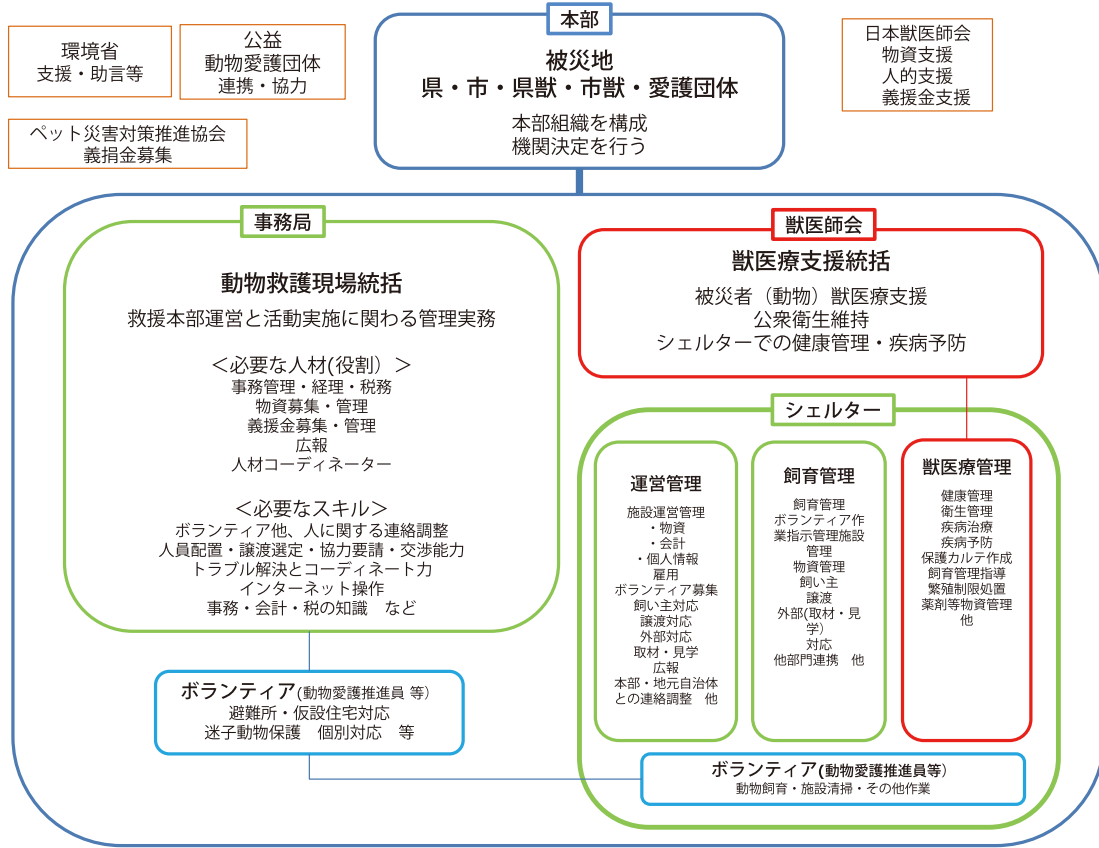
動物の保護や救護活動が必要になる場合に備え、各自治体や関係団体が連携し協働した活動が行えるように、地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結や、現地動物救護本部等の設置に向けた連携、災害発生直後において自治体による動物保護活動の開始が困難な場合の初動体制についても検討しておくことが望ましい。さらに自治体間で協力して広域的に対応する体制の整備を図る。また、平成25年9月1日に施行した改正動物愛護管理法で、動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難、保護等に関する協力が追加されたことを踏まえ、動物愛護推進員との災害時の協力体制を推進する。

現地動物救護本部等の設置にあたっては、地域防災計画で各構成団体の役割を明記し、あらかじめ災害時協定を結んでいる場合が多い。実際に災害が起こると、自治体は被災者の対応に人員を割かれ、初動対応が遅れる可能性があるが、こうした事前の取り決めにより役割分担を明確にしておくことで、適切なペット対策を執ることが可能になる。なお、災害発生時に各主体がとるべき初動の措置について、誰が担当しても自動的に準備が整えられるような簡潔な指示書を整備するとよい。

組織体制については、自治体主体で取り組むケースや、民間団体が中心となり自治体が側面で支えるケースなど、地域の実情に応じて災害時のペット対策の体制を構築することが望ましい。



# 現地動物救護本部等の活動模式図の例 (参考)



[資料提供：NPO 法人アナイス]



## 様々な動物救護本部の設置方法

現地動物救護本部等の設置方法は、大別して以下の4通りが考えられる。

- 災害の規模や被災状況などを勘案して、自治体・地方獣医師会等が現地動物救護本部等の設置の可否を判断する方法。

メリット：被害規模に応じた対応が可能

デメリット：発災直後に構成メンバーを招集することが困難

情報収集に時間を要した場合、本部立上げまでに時間を要することがある

総説

本編I  
本編の位置づけ

本編II  
飼い主への普及啓発

本編III  
自治体等が行う人と  
ペットの災害対策

本編IV  
災害時のペット支援  
活動を支えるもの

本編V  
参考事項

資料編

- 自治体の災害対策本部の立上げと同時に自動的に立ち上げる方法。
  - メリット：すみやかに現地本部が立ち上がる  
ペット災対協での支援開始の要件をただちに満たす
  - デメリット：現地本部が立ち上がったとしても、構成メンバーに大きな被害が生じていた場合は、参集や活動開始までに時間を要する
  
- あらかじめ災害時の相互支援協定を締結した自治体が現地本部の業務を代行する仮本部を立上げ、災害の規模や被災状況などが把握できた時点で、解散するか、現地に本部を移行するかを検討する方法。
  - メリット：仮本部で対応することで、被災地が機能復旧に注力できる外部情報が入手しやすく、連携支援への対応がスムーズ  
被害規模が把握できるまでの間、活動が滞らず、外部（一般）からの問い合わせなどに対応が可能  
発災直後、ただちに義援金募集などが行える
  - デメリット：内部情報が入手しにくいいため、ホットラインなどの準備が必要でこの対応においては被災地の担当部局に負担が生じる

例）平成7年阪神淡路大震災（東京本部）、平成16年新潟中越大震災（東京仮本部）
  
- 平時に災害時のペット対策の内容を申し合わせておき、発災直後は民間（地方獣医師会等）でまず現地本部を立上げて活動を開始し、被災状況などが確認できた時点で、自治体を構成組織に加えていく方法。
  - メリット：自治体は発災直後の人命保護に関わる緊急活動に専念できる  
地方獣医師会など民間単独での活動開始となるため、意思決定が早い  
自治体の対応が一段落した時点での被害状況や対応状況により、合同本部を設置するかどうかを検討できる
  - デメリット：民間団体も被災しているため、被害状況によっては、単独で本部を立ち上げることが不可能な状況もある  
民間団体としてできることには限界がある避難所での活動では自治体関係部門との調整が必要な事項もあり、自治体に頼らざるを得ない部分が残る

例）平成19年能登半島地震（能登半島地震動物対策本部：石川県獣医師会）

大規模災害の発生時には、被害規模によっては現地動物救護本部等を構成する組織や人員も被災していることと、本来業務の復旧が優先されることから、発災後ただちに活動を開始することが困難である。

県庁所在地が被災した場合と、県庁所在地の被害が少ない場合で、活動開始の流れが変わる。様々な状況を想定し、現地動物救護本部等を構成する組織間で、どのような手順を踏んで立ち上げるのかを申し合わせしておくことが、すみやかな救援活動の開始に繋がる。

また、あらかじめ本部の設置要綱や、運営要項を策定しておき、更には組織ごとの役割設定、本部長の人選、事務局の設置場所、連絡が取れない場合に個々で開始する活動の範囲、活動資金や義援金の受け口としての金融機関の口座などを開設しておくことが現場の混乱を防ぐことに繋がる。



## コラム 救護本部において平时に検討しておく事項の一例

災害時のペット対策の考え方や方針の他、以下に例を挙げる項目について、平时に協議しておくことで、発災時の混乱に対策する。

- 飼い主支援の対象範囲
  - ・ 地域について（全県・市にするか、被害規模により一定の地域を指定するか）
  - ・ 期間について（発災後の一定期間）とするか
- 動物の治療に係る費用について、どの範囲までの治療を誰が負担するのか
  - ・ 災害により直接受けた傷病（被災ペット対策として無償か有償か、誰が負担するか）
  - ・ 避難生活の中で生じた傷病（被災ペット対策として無償か有償か、期間は、費用は誰が負担するか）
  - ・ 治療中であった持病（被災飼い主への経済支援、不足している獣医療支援として無償か有償か、期間は？）
  - ・ 一時預かりについて（無償か有償か、期間、その他条件は？）



- 災害時のペット対策の対象範囲と被災ペットの定義
  - ・ 動物種（犬や猫以外の動物をどのように扱うか）
  - ・ 飼い主がいない犬猫への対応について（野良猫の扱いをどうするかを含め）
  - ・ 地域について（全県・市にするか、被害規模により一定の地域を指定するか）
  - ・ 期間について（発災後の一定期間）とするか
- 被災ペット保護シェルター設置について
  - ・ 設置の基準
  - ・ 既存施設の利用と緊急対応施設の設置に関する段階的検討
  - ・ 収容頭数などの規模と期間の設定
  - ・ 必要経費の試算
  - ・ 関連する様式の検討
- ボランティア活動について
  - ・ 災害支援活動の内容について
  - ・ 避難所や応急仮設住宅での動物飼養支援の方法とルール
  - ・ 自宅などでの一時預かりのルールと動物の飼養管理に係る費用弁償の有無
  - ・ 輸送やトリミングなどにおけるルールと費用弁償の有無
  - ・ 譲渡活動におけるルールと動物の飼養管理に係る費用弁償の有無
  - ・ 物資の取扱いについてのルール
  - ・ 被災ペット保護シェルターでの活動内容とルール
    - 犬の取扱いと飼養管理
    - 猫の取扱いと飼養管理
    - 群管理における注意点
    - 会計・広報・人事・メンテナンス・物資調達・渉外などの役割と業務内容
    - 活動期間について
    - 活動に係る費用弁償の有無について
    - 補償（保険など）について
- スターターキット（ファーストミッションボックス）の配置
  - ・ 現地動物救護本部や指定避難所などで、速やかに体制を整えるためのスターターキット（ファーストミッションボックス）の準備

### (3) 情報の収集及び共有方法の検討

#### <実施項目>

- ・ 被災者と避難動物に関する情報収集と共有方法の検討
- ・ 情報窓口の一元化の検討

#### <解説>

これまでの災害では、避難所などにおける被災者の情報は災害対策本部に集約されたが、避難動物に関する情報は後回しとなり、トラブルになってから情報が寄せられること、また、関係部署に個別に情報が寄せられ、全体が把握できないといった状況になりがちであった。このような混乱を避けるためにも、人の情報と連動した情報収集や情報の共有方法を、あらかじめ各自治体で準備し、ペットに関する情報窓口の一元化とそのための対応要員や連絡体制の整備について検討しておくが良い。



コラム

## 地域のコミュニティーなどを活用した連携体制づくり

地域のペット飼養状況を把握しておく事は、災害時の迅速な情報収集につながるため、自治体は普段からペットの家族会などの住民によるコミュニティーの情報収集に努める他、民生委員やソーシャルワーカーなどと協力して、支援が必要な方々の情報収集についても検討を進めておくことよい。

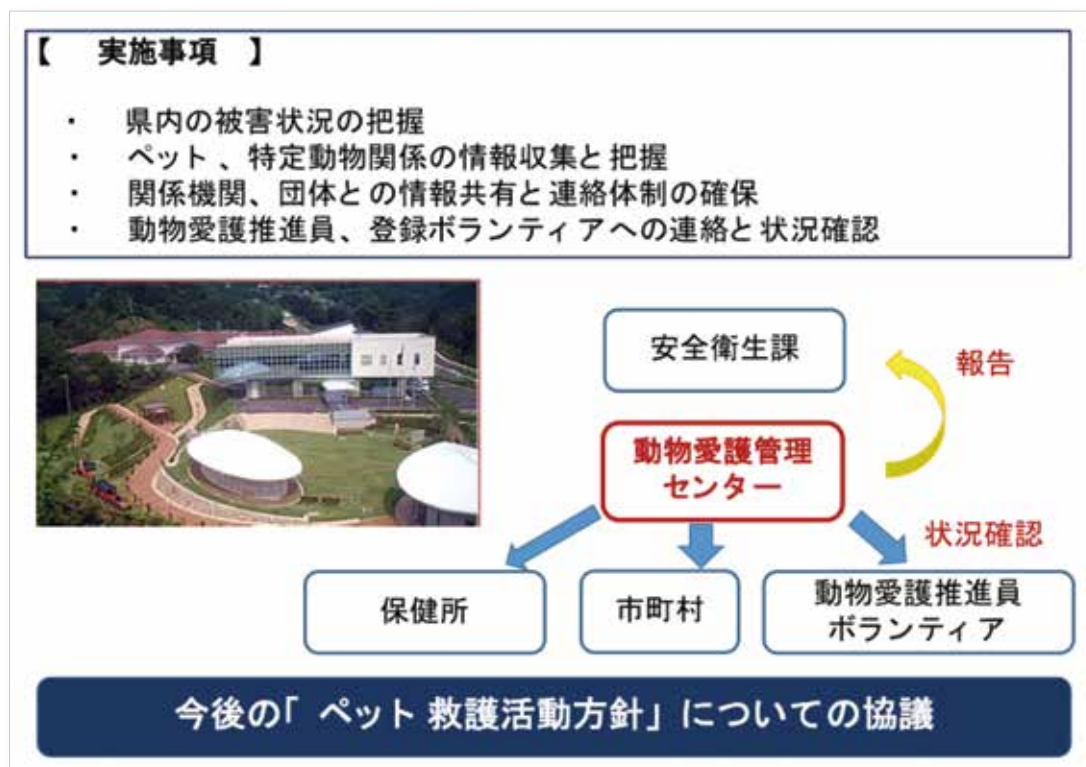
また、自治体は一方的に情報を集めるだけでなく、災害対応に係る情報の発信を前述のような住民を通して日頃から行うことで災害時の連携体制を構築することが出来る。



## 被害状況把握及び連絡体制の例

### 徳島県

徳島県では、災害の発生初期に「動物愛護管理センター」が各保健所や市町村、愛護推進員などからの情報を集約し、安全衛生課に報告する連絡体制を構築し、図上訓練において役割の確認、課題の検証を行っている。



#### 連絡体制の例

災害時ペット救護「広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練」(徳島県) 資料  
[資料提供：徳島県]

### (3) 現地動物救護本部等の設置の検討

#### <実施項目>

- ・ 現地動物救護本部等の設置の要否の判断
- ・ 構成要員の確保

<解説>

災害が発生した際には、災害の規模や被災状況などを勘案して、自治体や地方獣医師会等が現地動物救護本部等の設置の可否を判断する。平常時の申し合わせにより現地動物救護本部等を設置した場合、自治体または現地動物救護本部等の長は、速やかに構成団体に通知し、初動要員の確保などを要請する。各構成団体は、各団体と連携し、あらかじめ定めておいた各団体の役割に沿って動物救護活動に当たる。被災状況により構成団体による要員の確保が困難な場合には、災害時相互応援協定の締結先等に要請し、要員を確保する。



## 現地動物救護本部設置の検討

### 徳島県

徳島県では、災害の発生初期に「安全衛生課」が動物愛護管理センターからの状況報告を受け、災害対策本部へ随時報告するほか、環境省・厚生労働省・ペット災対協へ情報を提供し、連絡体制を確保する。また、「徳島県動物救護本部」を設置する場合には、本部会議開催までに、情報収集と整理、関係団体との連絡・調整に努め、今後、広域的な支援・受援体制が取られるように準備するとしている。



災害時ペット救護「広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練」(徳島県) 資料  
[資料提供：徳島県]